

具体的には、広域化する市町村が広域消防運営計画の達成のため財政運営に支障が生じないようする観点から、広域化に伴い臨時に必要となる消防署所の再編や、あるいは消防車両等のハード整備を緊急防災・減災事業費の対象にするとともに、業務の統一に必要な財務会計等のシステム変更や計画策定等に要するソフト経費に特別交付税措置を講じていいところでございます。

広域化後に経常的に負担することになる人件費等につきましては、普通交付税において適切に措置が講じられている、このように思っているところであります。

○後藤祐(祐)分科員 確かに、きのう説明を伺いました計画作成の準備に要する経費ですか無線の関係ですとか広報啓発経費とかいうものは出るそろなんですが、これは圧倒的に人件費が厳しいんですね。

清川村はダムのお金があつて、比較的財政面のゆとりがあるところで決断できたんです。が、村とか小さい町だとかが対象だとと思うんです。なかなか、苦しい財政の中でこれを進めるというのは非現実的なところがあると思うんですね。しかし、これは大変大事なことでござりますから、もう少し人件費面での御検討をいただけるよう御要望申し上げたいと思います。

続きまして、西銘副大臣にお伺いしたいと思いますが、防災行政無線に関してでございます。

防災行政無線については、警察や自衛隊の無線、あるいは消防組織法、水防法、こういったものに規定する無線局と違って、電波利用料が全額免除の私の地元のある市では百八十万程度の負担が二十万程度の負担に下がったというお話を伺つておりますけれども、防災行政無線、ぜひ、この電波利用料について、他の公的な無線と同じように全額免除にすることを御検討いただけないでしょうか。

○西銘副大臣 電波利用料制度につきましては、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務、電波利用共益事務の処理に要する費用を、受益者である無線局の免許人の方々に公平に負担していただく制度であり、原則全ての無線局に御負担いただくものであります。

一方、委員御指摘のよう、専ら非常時における国民の安全、安心の確保を直接の目的とする無線局については、高度の公共性を有していることから、電波利用料を免除しているところであります。

御指摘の防災行政無線につきましては、自然現象や火事等の被害から国民を保護するという高度の公共性を有しますが、一方で、地方行政一般にも使用されることを考慮し、電波法の規定に基づき、電波利用料を半額負担としているところであります。

○後藤祐(祐)分科員 公的なことに使うわけですから、ぜひそこは御検討いただきたいと思います。

続きまして、二之湯副大臣にお伺いしますが、消防関係の補助金について、政令市の場合の扱い、これが非常に苦しい扱いになつてることについて御指摘申し上げたいと思います。

消防行政無線については、警察や自衛隊の無線、あるいは消防組織法、水防法、こういったものに規定する無線局と違って、電波利用料が全額免除の私の地元のある市では百八十万程度の負担が二十万程度の負担に下がったというお話を伺つておりますけれども、防災行政無線、ぜひ、この電波利用料について、他の公的な無線と同じように全額免除にすることを御検討いただけないでしょうか。

○西銘副大臣 電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務、電波利用共益事務の処理に要する費用を、受益者である無線局の免許人の方々に公平に負担していただく制度であり、原則全ての無線局に御負担いただくものであります。

一方、委員御指摘のよう、専ら非常時における国民の安全、安心の確保を直接の目的とする無線局については、高度の公共性を有していることから、電波利用料を免除しているところであります。

御指摘の防災行政無線につきましては、自然現象や火事等の被害から国民を保護するという高度の公共性を有しますが、一方で、地方行政一般にも使用されることを考慮し、電波法の規定に基づき、電波利用料を半額負担としているところであります。

○後藤祐(祐)分科員 公的なことに使うわけですから、ぜひそこは御検討いただきたいと思います。

続きまして、二之湯副大臣にお伺いしますが、消防関係の補助金について、政令市の場合の扱い、これが非常に苦しい扱いになつてることについて御指摘申し上げたいと思います。

○二之湯副大臣 今、先生御指摘のように、例えば相模原市だとか浜松市とか熊本市とか、一般市から政令市になつて大変財政負担が厳しい、こういうことによりまして、今、その基準額を下げるべきではないか、こういうことです。

これもひとつ、緩和することについては、地方分権改革に関する提案があつた場合には、関係機関と調整を図りながら適切に対処していく、こういうことで御了解をいただきたい、このように思います。

○後藤祐(祐)分科員 これは政令市 자체が考えるところでございますが、提案があつた場合にはぜひ応援团になつていただき、ちょっと差が大き過ぎるんですね、この十倍というものは、今うなずいておられますが、副大臣、温かい心で応援をいただきたいと思います。

続きまして、基地交付金等の拡充について、このように大変不公平ではないでしょうか。特に、お隣の同じ相模原市の選挙区、私は、あかも政務官とは隣の選挙区なんですが、この相模原市に三ヵ所の米軍基地が所在しております。お隣の同じ相模原市の選挙区、私は、あかも政務官とは隣の選挙区なんですが、この相模原市に三ヵ所の米軍基地が所在しております。これは、あかも政務官、お越しになられております。

○後藤祐(祐)分科員 今まで、三年に一度、固定資本整備費補助金については、対象資産に応じた固定資産税相当額が交付されるようにすべきだと思います。また、もう一つの調整交付金についても、地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による自治体の損失というものがございます。この損失分全額を補填すべきだと思いますが、あかも政務官、せひ、地元でもございます、この全額補填、いかがでございましょうか。

○あかも大臣政務官 お答えいたします。

相模原市にあつても、まちづくり等々に影響、また財政面においても影響があることは十分に理解をし、またある種共感をするところでございますけれども、そもそも、この基地交付金または調査交付金というものが、今御指摘があつたとおり、米軍施設や自衛隊施設の固定資産税や米軍の軍人や軍属に係る市町村民税が非課税になつていて、これらによる税財政上の影響を考慮して、予算の範囲内で施設等の所在市町村に交付される財政補給金というような意味合いで創設されたものでございます。

このような財政補給金としての性格から、非課税措置による影響を完全に補填する制度とはなつてないということ、またその一方、地方交付税の基準財政収入額には算入をされていないということがあります。

なお、総務省としては、所在市町村の実情等に鑑み、厳しい財政状況下の中であつても、これまで所要額の確保に最大限の努力をしてきたところでございます。平成二十七年度予算案においても、前年度同額の合計三百四十五・四億円を計上しております。

今後とも、基地交付金、調整交付金の有する性格、これら市町村の置かれている事情等を十分考慮しながら、所要額の確保これに最大限努めることが、これが総務省の立場でございます。よろしくお願いします。

産税の評価がえのタイミングに合わせて少しづつ

改善しているのでございますが、ぜひ、あかも政務官、その同じベースでやつたら役所のペークなんですね。少しでもその上を行くように、ぜひ政治家として頑張っていただきたいと思います。

続きまして、**ゴルフ場利用税の堅持について申し上げたい**と思います。

今の相模原市に限らず、厚木市ですか愛川町、清川村、伊勢原市、私の選挙区は全てゴルフ場が大変多い選挙区でございますが、ゴルフ場が所在する市町村は、開設時の周辺道路をつくったり、あるいはその維持管理、ゴルフ場から排出されるごみの処理ですか、あるいは利用者がけがをした場合の救急サービス、あるいは消防ですか一定の需要、要は市町村がしなければいけない仕事が発生します。

また、他のスポーツ施設に比べて、非常に広い土地を利用して、里山を開拓して造成された施設であるという意味で、地すべり対策ですか洪水対策ですか農業、水質調査ですか、いろいろお金がかかっているわけでございます。

ゴルフ場利用税というのは、そういつた経緯も含めて設けられたものだと思いますが、ゴルフ場利用税、現状のまま堅持すべきだと考えますが、いかがございましょうか。これも、あかも政務官、お願いします。

○あかも大臣政務官 後藤委員の御指摘ございました

したゴルフ場利用税についての見地、私ども総務省としても同様の立場でございます。

御案内とのおり、ゴルフ場利用税については、税収の七割がゴルフ場所在市町村に交付されております。とりわけ、財源に乏しい山林原野の多い市町村にとっては、地域振興を図る上での貴重な財源というふうになつております。

またあわせて、全国の知事会、また市長会、全國の町村会等からも、現行制度をできる限り、またぜひとも堅持するよう要望がなされており、平成二十七年度税制改正においては、市町村の貴重な財源であること等を踏まえ、現行制度が維持さ

れるということになつたところでございます。

今後とも、地方行財政を所管する立場として、地方からの声、要望はしっかりと賜りながら対応してまいりたいと思っております。

○後藤祐(祐)分科員 ゼビ坚持をお願いします。

続きまして、新たな都市制度について高市大臣に伺いたいと思います。

現行の指定都市制度、これは一九五六年にできただ制度ですが、それから政令指定都市がたくさんできて、神奈川県では人口の約三分の一が政令指定都市です。いろいろな限界を迎えております。

この政令指定都市が、広域自治体あるいは周辺自治体、こういったところと連携をするのですが、いろいろな創意工夫をしていく上で、今の県と政令市の事務分担ということにやはり限界があるのではないか。

県の事務、これを政令市に全て移すいわゆる特別自治市の創設、これについては地制調でも議論がされて、引き続き、次の三十一次の地制調でも議論することになつておるというふうに伺つておりますが、ぜひ、これは地制調でじっくり議論をしていただいて、この特別自治市の実現に向けて、

総務省としても積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、御見解はいかがでしょうか。

○高市国務大臣 いわゆる特別市、仮称ではありますけれども、第三十次的地方制度調査会の答申において、その意義は認めながらも、住民代表機能のある区の必要性ですか、あと警察事務の分割によって広域犯罪対応に懸念があるなど、そういう課題が指摘されて、そのためにはまずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲によります、これらの課題は引き続き検討を進めていく必要があります、こうなりました。

この答申を受けて、指定都市へのさらなる権限移譲を図る第四次一括法と、それから指定都市と都道府県の間の二重行政を解消するための指定都

の創設などを内容とする地方自治法の一部改正が

成立したところでございます。

改正地方自治法の施行が二十八年四月、ということでござりますので、総務省は、この法改正の運用状況を踏まえながら、特別市、いわゆる特別市でございますが、こういったものの必要性についても考えていくべき課題であると思っております。

今後また、あるべき地方行政体制については活発な議論が行われていく、そういう時期に入っています。

○後藤祐(祐)分科員 ゼビ、三十一次の地制調でも御検討いただきたいと思います。

続きまして、ちょっと一つ飛ばしまして、環境省から廃棄物・リサイクル課長、お越しいただいています。

容器包装リサイクル法について、現在、自治体のごみ処理の際に、指定された袋というものがよく使われておりますけれども、これがプラスチック製容器包装の品質基準というものにおいて異物の扱いになつておる。自治体の指定袋などについ

ては、通常のプラスチック製容器包装と同一素材であれば分別基準の適合品として扱うように、これを定めているのが公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だといふふうに伺つておりますけれども、そこに働きかけを行うべきではないでしょうか。

まさに、リサイクルを進める一番の当事者でもあると思います自治体の、まさにそれを進めるためのツールである指定の袋が異物になつてしまつては、ゼビ環境省が頑張つていただいて、この合

同部会で、これはやはりおかしいですよ、リサイクルを進めるためにやつておられる袋が対象でないというのはいかがなものかなと思いますので、ぜひ頑張つて、この検討の中で実現していただこうと思います。

終わります。ありがとうございます。

○土井主査 これにて後藤祐一君の質疑は終りました。

次に、塩川鉄也君。

○塩川分科員 日本共産党の塩川鉄也です。

きょうは、地方自治体にも深くかかわる、地域における中小企業の果たす役割について、国の施策がどうか、こういう観点で質問したいと思います。直接は国交省あるいは経済産業省にかかるところが多いんですけれども、高市大臣もお話を聞きたいで、ぜひ、受けとめ、決意などをお聞きくださいで、同じプラスチックでも異物としての取り扱

いを受けている、これが現状でございます。

現在の容器包装リサイクル制度そのものにつきまして、産業構造審議会及び中央環境審議会の合議でござりますが、こういったものの必要性についても考えていくべき課題であると思っております。

○後藤祐(祐)分科員 私、実は、経済産業省、当時はリーダーシップをとつておりまして、産構審と中環審の合議でござります。

サインの推進、そういう観点から合同審議会で議論を深めていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○後藤祐(祐)分科員 私、実は、経済産業省、当時はリーダーシップをとつておりまして、産構審と中環審の合議でござります。

サインの推進、そういう観点から合同審議会で議論を深めていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

ゼビ、環境省、これはリーダーシップをとつていただいて、経済産業省もそれほど、製造者責任とかそういう細かいことを言い出すと切りがないのでござります。

ゼビ、環境省、これはリーダーシップをとつていただいて、経済産業省もそれほど、製造者責任とかそういう細かいことを言い出すと切りがないのでござります。

ゼビ、環境省、これはリーダーシップをとつていただいて、経済産業省もそれほど、製造者責任とかそういう細かいことを言い出すと切りがないのでござります。

ゼビ、環境省、これはリーダーシップをとつていただいて、経済産業省もそれほど、製造者責任とかそういう細かいことを言い出すと切りがないのでござります。